



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*41 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 1

○ 告示

1211 中島井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 4

1212 木材業者等の登録 (林業振興課) 5

1213 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 5

1214 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (//) 5

○ 選挙管理委員会告示

73 政治団体の届出事項の異動の届出 6

74 政治団体の解散の届出 6

75 政治団体の設立の届出 7

76 資金管理団体の届出 7

規 則

和歌山県規則第41号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

別記第54号様式を次のように改める。

別記第54号様式(第21条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

振興局長 様

申請者 住所又は居所

氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

| 氏 名 | 生 年 月 日 |
|-----|---------------|
| | 年 月 日 (歳) |
| | 年 月 日 (歳) |
| | 年 月 日 (歳) |
| | 年 月 日 (歳) |

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記 号

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

 (右に詰めて御記載ください。)

(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記第57号様式中

「※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。」を

「※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をして に改める場合も上記に記載をお願いいたします。」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1211号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(令和4年9月30日退任)

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 赤井啓二 | 岩出市畑毛193番地 |
| 理事 | 山本隆章 | 岩出市畑毛208番地 |
| 理事 | 福田好男 | 岩出市中島1059番地 |
| 理事 | 二階堂豊藏 | 岩出市金屋169番地 |
| 理事 | 幡井康男 | 岩出市中島559番地 |
| 理事 | 宇治田信行 | 岩出市中島492番地 |
| 理事 | 大塚寛久 | 岩出市中島143番地 |
| 理事 | 山本實 | 岩出市中島510番地の1 |
| 理事 | 赤井孝 | 岩出市中島162番地 |
| 監事 | 山本元成 | 岩出市中島1141番地の4 |
| 監事 | 西出秀一 | 岩出市中黒372番地 |

2 就任した役員(令和4年10月1日就任)

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|----|------|--------------|
| 理事 | 藤井有司 | 岩出市畑毛177番地 |
| 理事 | 澤田寛 | 岩出市中島1053番地 |
| 理事 | 朝稲定義 | 岩出市金屋140番地 |
| 理事 | 中谷康二 | 岩出市中黒130番地 |
| 理事 | 田村善英 | 岩出市中島153番地 |
| 理事 | 竹田元一 | 岩出市中島494番地 |
| 理事 | 大塚寛久 | 岩出市中島143番地 |
| 理事 | 近藤一郎 | 岩出市中島490番地の2 |
| 理事 | 南條悟 | 岩出市中島514番地 |

監事 藤井雅司 岩出市畑毛159番地の1
 監事 坂口智己 岩出市中島1065番地の1
 監事 竹田昌平 岩出市中島431番地の2

和歌山県告示第1212号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 木材登録番号 | 製材登録番号 | チップ登録番号 | 登録年月日 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 業務の態様 | 営業所又は工場の所在地 |
|--------|--------|---------|----------|-----------------------|----------------------------|--------|-----------------------|
| 4022 | | 4002 | 令和4.10.4 | 有田郡有田川町大字修理川字西加九鬼126番 | 有田川バイオマス株式会社 代表取締役 原見健也 | 木材・チップ | 有田郡有田川町大字修理川字西加九鬼126番 |
| 6014 | | | 令和4.9.27 | 田辺市天神崎3番21号 | 株式会社堂本組 代表取締役 堂本大地 | 木材 | 田辺市天神崎3番21号 |
| 6015 | | | 令和4.9.27 | 田辺市上秋津936-25 | 株式会社早稲田建設 代表取締役 早稲田好則 | 木材 | 田辺市上秋津936-25 |

和歌山県告示第1213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成22年3月19日付け和歌山県告示第268号及び平成29年7月25日付け和歌山県告示第961号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
立野西・立野西（Ⅰ-1673）、周参見（227）（Ⅱ-7179）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
立野西・立野西（Ⅰ-1673）、周参見（227）（Ⅱ-7179）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------------------|--------|------------|-----------------|--------------|----------|
| 自由民主党和歌山県和歌山市第八支部 | 宇治田清治 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市広瀬中ノ丁2丁目90番 | 和歌山市西紺屋町2-24 | 令和4.8.20 |
| 自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部 | 鶴保庸介 | 会計責任者 | 益田直輝 | 河嶋克志 | 令和4.10.3 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|----------|--------|------------|-----------------------------|--------------|----------|
| 三木きくみ後援会 | 三木菊美 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市布施屋846-1 カサ・デ・わさⅡ203 | 和歌山市布施屋874-7 | 令和4.7.27 |

和歌山県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-------------------|--------|----------|
| 自由民主党和歌山県和歌山市第八支部 | 宇治田清治 | 令和4.8.20 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-----------|--------|----------|
| うじたせいじ後援会 | 井畑透 | 令和4.8.20 |

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------|--------|----------|------------|--------------|
| 参政党和歌山第二支部 | 山本芳栄 | 小出一也 | 海南市阪井679 | 令和 4.9.30 |

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-------------------------|--------|----------|-------------------------|--------------|
| Wakayama Grand Strategy | 鈴木理恵 | 鈴木智子 | 和歌山市園部592-9 | 令和 4.9.27 |
| 清末ひろよし後援会 | 清末博善 | 中野敬浩 | 和歌山市木ノ本101-7 | 令和 4.9.28 |
| 辻本太一を育てる会 | 辻本太一 | 高梨真実 | 和歌山市野崎53-15 クレール野崎107号室 | 令和 4.9.29 |
| 和歌山市へ若い力を繋ぐ会 | 辻本太一 | 高梨真実 | 和歌山市野崎53-15 クレール野崎107号室 | 令和 4.9.29 |

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 |
|-----------------------|----------|-----------|-------------------------|--------------|
| 清末博善 | 和歌山市議会議員 | 清末ひろよし後援会 | 和歌山市木ノ本101-7 | 令和 4.9.28 |
| 辻本太一 | 和歌山市議会議員 | 辻本太一を育てる会 | 和歌山市野崎53-15 クレール野崎107号室 | 令和 4.9.28 |